

遊漁規則の変更申請一覧

資料1

No.	漁業協同組合名	変更申請内容	改正前	改正案	備考
1	佐久 【資料2】	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止区域の拡大 ・遊漁料の額の変更 ・漁場監視員の帽子着用 	<p>1 禁止区域 (1)内山川 初谷(しよや)橋より上流 (2)香坂川 香坂川ダム堤より上流</p> <p>2 遊漁料 (1)あゆ以外の魚種 1年 6,500円</p> <p>3 漁場監視員は、腕章を着用するものとする。</p>	<p>1 禁止区域 (1)内山川 苦水(にがみず)橋より上流 (2)香坂川 志賀川との合流点より上流 (3)志賀川 潜岩(せんがん)橋より上流</p> <p>2 遊漁料 (1)あゆ以外の魚種 ・10月第二土曜日から翌年2月15日まで(にじますに限る。) ・1年(にじますにあつては、2月16日から9月30日) 3,500円 6,500円</p> <p>3 漁場監視員は、帽子を着用するものとする。</p>	<p>組合員負担額 8,000円</p>
2	遠山 【資料3】	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁料の額の変更 	<p>遊漁料 全魚種 1年 7,000円</p>	<p>遊漁料 全魚種 1年 8,000円</p>	<p>組合員負担額 3,000円 施行日 平成29年4月1日</p>
3	下伊那 【資料4】	<ul style="list-style-type: none"> ・現場付加金の額の変更 ・遊漁承認証の様式追加 	<p>現場付加金 500円</p>	<p>1 現場付加金 1,000円</p> <p>2 遊漁承認証・コンビニ発券機による様式追加 ・インターネット販売による様式追加</p>	<p>組合員負担額 4,000円 施行日 平成29年4月1日</p>
4	波田 【資料5】	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁料の額及び現場付加金の額の変更 	<p>1 遊漁料 1日 1,000円 1年 4,000円</p> <p>2 現場付加金 700円</p>	<p>1 遊漁料 1日 1,050円 1年 4,200円</p> <p>2 現場付加金 1,000円</p>	<p>組合員負担額 2,000円</p>
5	安曇 【資料6】	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止区域の追加 ・遊漁料の額及び現場付加金の額の変更 	<p>1 遊漁料 1日 500円 1年 3,500円</p> <p>2 現場付加金 500円</p>	<p>1 禁止区域(追加) ・梓川の松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間 ・松本市安曇の梓川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間</p> <p>2 遊漁料 1日 1,050円 1年 4,200円</p> <p>3 現場付加金 1,000円</p>	<p>組合員負担額 2,000円</p>

No.	漁業協同組合名	変更申請内容	改正前	改正案	備考
6	更 埴 【資料7】	・にじますの漁業期間の変更	・こい・ふな・うぐい・おいかわ・うなぎ漁業は周年 ・にじます・いわな・やまめ漁業は2月16日から9月30 日まで	・こい・ふな・うぐい・おいかわ・うなぎ・にじます漁業は周年 ・いわな・やまめ漁業は2月16日から9月30日まで	組合員負担額 5,000円
7	犀川殖産 【資料8】	・遊漁承認証再交付の取り 止め		遊漁者が遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。	組合員負担額 4,000円

※ 施行日は、遊漁料の改正日として総(代)会で定められた日(指定のないもの、その他の変更は認可日が施行日)

遊漁料の審査基準 (平成 21 年 12 月 28 日農政部長通知)

(1) 共通事項

ア 承認期間 1 年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の 2.7 倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の 2.7 倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の 2.1 倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の 2.1 倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

イ 承認期間 1 日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の 4 分の 1 以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の 4 分の 1 を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

(2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。

現場付加金の指導基準 (平成 23 年 8 月 1 日農政部長通知)

(1) 現場付加金の性格

現場付加金とは、漁場監視員の遊漁料徴収手当（危険手当、不快手当等）の対価である。

(2) 現場付加金の設定及び変更を行う場合は次によること。

ア 現場付加金は、遊漁規則に規定すること。

イ 現場において徴収できる遊漁料は、日釣料金のみとする。

ウ 額は、1,000 円を限度とする。

なお、額の設定は、各漁業協同組合の実情及び漁場の状況を勘案し行うものとする。

エ 設定及び変更（増額する場合に限る。）に当たっては、現行の遊漁料納付場所について見直しを行う等、遊漁者が遊漁料を納付しやすい体制の整備を図ること。具体的には、以下のような措置をとるよう努めること。

(ア) 遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと

(イ) 原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置すること

(ウ) 現場付加金の設定等について、遊漁者に周知すること

この指導基準は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この審査基準の施行前に認可した遊漁規則における現場付加金については、なお従前の例による。